

ID: 65

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	高根沢町民プール使用料条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和49年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>第8条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 使用者の責任でない事由により使用できないとき。</p> <p>(2) 公益上又は本町の都合により使用許可を取消したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるほか町長において特別の事由があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日